

17. 千里金蘭大学 教員の任期に関する規程

【平成29年12月20日制定】

(目的)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第 82 号)(以下「任期法」という。)第5条第2項の規定に基づき、千里金蘭大学(以下「本学」という。)において任期を定めて雇用する教員(以下「任期付教員」という。)の任期に関する事項を定めることを目的とする。

(任期付教員の雇用)

第 2 条 任期付教員が雇用される組織、職、任期及び更新に関する事項は、別表のとおりとする。

(職務)

第 3 条 任期付教員を雇用する場合は、任期を明示した契約書を交わすものとする。

2 任期の満了した教員は、任期が更新された場合を除き、任期満了時に退職する。

(任期の更新)

第 4 条 任期付教員の任期の更新の可否を判断するに当たっては、当該教員の任期の開始から、任期満了の前年度を経過するまでの間の業績審査を行うものとする。

2 前項の審査は、次の事項について行うものとする。

(1)教育に関する事項

(2)研究に関する事項

(3)本学の管理運営及び社会等への貢献に関する事項

3 再任の可否の判断は、学長の意見を聴いて、理事長が行う。

(公表)

第 5 条 この規程を制定又は改廃したときは、本学ホームページにより公表するものとする。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は学長の意見を聴いて、理事長が定める。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

組 織	職名	任期	再任の可否
生活科学部 食物栄養学科	教授	3年を上限に1年単位	可
	准教授	同上	同上
	講師	同上	同上
	助教	同上	同上
	助手	同上	同上
生活科学部 児童教育学科	教授	3年を上限に1年単位	可
	准教授	同上	同上
	講師	同上	同上
	助教	同上	同上
	助手	同上	同上
看護学部 看護学科	教授	3年を上限に1年単位	可
	准教授	同上	同上
	講師	同上	同上
	助教	同上	同上
	助手	同上	同上